

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成26年12月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

候補者氏名	第 四 十 七 回 点 字 投 票
○ 注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	衆議院小選挙区選出議員選挙投票
印	